

鶴岡市水産振興協議会設置要綱

平成17年10月1日

訓令第81号

改正 平成18年3月31日訓令第18号

平成19年3月30日訓令第17号

(設置)

第1条 鶴岡市における沿岸漁業の振興施策の適切かつ効率的な促進を図るため、鶴岡市水産振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 水産振興計画の策定に関する事項
- (2) 漁港等の整備計画の策定に関する事項
- (3) その他水産業振興に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水産関係団体及び漁業関係団体の役職員
- (3) 水産関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門的な事項について協議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の推薦に基づいて市長が委嘱する専門委員をもって組織する。
- 3 部会には部会長を置き、部会に属する専門委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、調査協議した結果を協議会に報告し、承認を得るものとする。ただし、協議会の定めるところにより、部会の意見をもって協議会の意見とすることができる。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、農林水産部農山漁村振興課に置く。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日訓令第18号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第17号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。